

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済は、緩やかな回復基調を維持してきたものの、本年3月から厳しい状況に転じている。中小企業・小規模事業者の業績も2019年以降に横ばいから低下傾向で推移しており、2020年版中小企業白書では、米中貿易摩擦のほか、台風や暖冬の影響等により、業況にも一服感が見られると報告されている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気が足元で大幅に下押しされる中、依然として人手不足や労働生産性の伸び悩みなど、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況であることから、こうした課題への対策が求められている。

この状況を踏まえ、東京都は、都民の定住確保、中小企業の支援及び過重な負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

これらの軽減措置が廃止となれば、区民の生活や中小企業・小規模事業者の経営は更に厳しいものとなり、ひいては地域経済の活性化や厳しい状況にある景気に更なる影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について令和3年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
 - 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
 - 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年10月23日

江東区議会議長 若 林 しげる

東京都知事 宛て